

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和7年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和6年7月）整備計画局施設整備課制定」

ウ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和6年7月）整備計画局施設整備課制定」

「通信工事積算要領（令和6年7月）整備計画局施設整備官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上